

入札説明書等に関する回答書

1. 入札説明書
(該当なし)

2. 要求水準書

No	質問		回答
1	P3 2. (5)対象施設	浸出水処理施設の処理量 70m ³ /日の算出根拠をご教示願います。	別紙「一般廃棄物最終処分場施設基本計画報告書(埋立地編)」を参照下さい。
2	P15 1. (4) 事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	「入札説明書等に関する回答書(平成26年6月6日) 2. 要求水準書No. 17」において、「その他容器包装プラスチック容器の処理ラインは、移設する予定」となっていますが、移設後、製造業者等による補修・調整・点検及び指導が行われた後、本業務範囲として市様より引渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	移設工事・試運転(調整)・運転指導(教育)を施工企業(荏原環境プラント(株))が行います。移設工事前に補修が必要な箇所が発生した場合は、市所掌で補修を行った後移設工事を行います。
3	P21 4. (11)資源物の管理	容器包装リサイクル品(プラスチック)について、事業者の直接引取先は、容器包装リサイクル協会との理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。

3. 落札者決定基準
(該当なし)4. 様式集
(該当なし)

5. 基本協定書(案)

No	質問		回答
1	P3 第6条2	「帰責事由」及び損害賠償の範囲については、市様と事前協議により決定されるものとの解釈で宜しいでしょうか。 また、「帰責事由」と想定される事例がございましたら、御教示願います。	よろしいです。 現時点で想定される事例はありません。

6. 事業契約書(案)

No	質問		回答
1	P3 第8条2	「事業期間又は委託料の変更」については、市様と事前協議がなされた上で決定されるものとの解釈で宜しいでしょうか。	よろしいです。
2	P12 第49条	「住民対応」は搬入ルートのご案内、見学等申込の受付、施設休止期間の間合せ対応等と考えて宜しいでしょうか。	ここで示す住民対応は、要求水準書P33第7章5の内容を指します。
3	P13 第51条	「処理対象物の性状」とは、要求水準書P17(4)計画ごみ質に示された「三成分」「元素組成」「低位発熱量」の各数値のみに限定されると考えて宜しいでしょうか。	焼却施設については質問の内容でよろしいです。リサイクル施設については、要求水準書 P20(4)計画ごみ質に示したとおりです。

4	P14 第53条4、第54条	モニタリングによる是正勧告等により行う新たな業務の実施については、想定していない事故等防止の為、事前にその体制、安全対策等につき協議の上行うものと考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。
5	P21 第79条3	「入札説明書等に関する回答書(平成26年6月6日)6.事業契約書(案)No.40」において、「特別目的会社を設置しない場合、本事業に係る財務諸表等を作成し提出してください」との回答ですが、1者で参加した場合、本事業だけに係る公認会計士が監査を行った財務諸表の提出は不可能です。 よって、本事業の財務諸表ではありませんが収支状況を示す資料と、事業者の財務諸表を提出させていただくことで宜しいでしょうか。	よろしいです。

7. 参考資料1に関する質問
(該当なし)

8. 参考資料2に関する質問

No	質問	回答	
1	実施設計図面	カルシウムを多量に含む(要求水準書P23 計画流入水質カルシウムイオン濃度 2,000mg/L) 浸出水原水は最終処分場から 775mの長い送水管で浸出水処理施設へ圧送されます。送水ポンプの能力が大きい為、運転頻度が低く、径の大きい管内で比較的長時間カルシウムを多量に含む浸出水原水が停滞し、より多くのカルシウムスケールを発生させ管壁に付着し閉塞する心配があります。通常この対策として管内高圧洗浄用の接合部やハンドホールを設置しますが、図面においては接合部及びハンドホール位置が確認できません。これらの位置(ピッチ)をご教示願います。	最終処分場内のマンホールポンプ室及び浸出水調整池マンホールです。 ※送水管 775m間にはハンドホールは有りません。 なお、ポンプ運転後、管内の流水を抜くための制御機能があるので長時間滞留することはありません。(凍結防止対策)

9. 資料閲覧及び現地見学会で得られた情報に関する質問

No	質問	回答	
1	大型門扉の開閉業務について	「市道東山線」は、冬季(11月15日～3月31日)及び夜間(19:00～翌朝7:00)は、一般車両は通行止めとなることですが、その際、閉止がなされる門扉は2箇所(1箇所は市道東山線と道道789号上志文4条東線が交わる地点、もう1箇所は、中間処理施設への進入路入口付近)のいずれも市道東山線を閉止する門扉との理解で宜しいでしょうか。また、2箇所の大型門扉の開閉作業は、事業者所掌という理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。